資料2 我が国における外部通勤作業及び外出・外泊制度について

1.外部通勤作業

(1) 制度の概要

仮釈放を許すために必要な期間を経過している等,一定の要件を備えた受刑者について,<u>刑事施設の職員の同行なしに</u>,<u>刑事施設の外の事業所に通勤させ</u>,外部事業所の業務に従事させたり,同事業所が行う職業訓練を受けさせたりする制度。

(2) 実施手続等

刑事施設の長は,受刑者の改善更生に対する理解や経営状態等を考慮して外部事業所を選定し, 当該事業所の事業主と作業の種類・時間等必要な事項について取決めを行った上で実施する。

実際に,施設から約10km離れた外部事業所に数名の受刑者を通勤させ,製品の梱包,運搬, 仕分け等の作業を実施させている例がある。

[条文]

法第75条第1項

刑事施設の長は、(略)仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、(略)開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため必要があるときは、刑事施設の職員の同行なしに、その受刑者を刑事施設の外の事業所(略)に通勤させて作業を行わせることができる。

省令第51条

法第75条第1項に規定する法務省令で定める事由は,次に掲げる事由とする。

- 一 (略)開放的施設において処遇を受けていること。
- 二 第一種又は第二種の制限区分に指定されていること。
- 三 仮釈放を許す決定がされていること。

2.外出・外泊

(1) 制度の概要

仮釈放を許すために必要な期間を経過している等,一定の要件を備えた受刑者について,釈放後の住居や就業先の確保など一定の用務を行う必要がある場合に<u>刑事施設の職員の同行なしに</u>, 一時的に刑事施設の外に出ることを許可する制度(外出・外泊期間中も,刑期は進行する。)。

(2) 外出・外泊を許す場合

環境調整に係る用務のため更生保護施設,引受人,協力雇用主等を訪問する場合 出所後の円滑な就労を図るため公共職業安定所その他の公的機関を訪問し,又は企業等の 業務説明会や採用面接に参加する場合

出所後の居住先や婚姻関係,子の養育関係の調整等のため親族等を訪問し,又は雇用関係の調整等のため釈放後に就職を予定している企業等を訪問する場合 等

実際に、公共職業安定所のあっせんによる企業の採用面接のため外出を許した例がある。

[条文]

法第85条第1項

刑事施設の長は、(略)仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、(略)開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が、釈放後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用務を行い、更生保護に関係のある者を訪問し、その他その釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員の同行なしに、外出し、又は7日以内の期間を定めて外泊することを許すことができる。

省令第59条

法第85条第1項に規定する法務省令で定める事由は,次に掲げる事由とする。

- 一 (略)開放的施設において処遇を受けていること。
- 二 第一種の制限区分に指定されていること。
- 三 仮釈放を許す決定がされていること。